

Q4

例外的に「生後1歳に達するまで」に接種できるのは、どういう場合ですか。

A

地理的条件，交通事情，災害の発生，その他の特別な事情がある市町村（特別区）においては，生後1歳に達するまでに予防接種法に基づく定期接種として接種できることが，例外的に認められています。

一方，接種を受ける子ども側の都合（医学的に接種が不適當であると判断された乳児）については，医

師による医学的判断がなされ1歳に達するまでの期間にBCG接種が行われる場合については、法に基づく定期接種ではないものの、保護者の希望により接種が行われます。その場合の費用負担は、法に基づくBCG接種に準じて取り扱うことができ、万が一副反応が認められ、医薬品医療機器総合機構法に規定する医薬品による副作用と認められた場合は、副作用救済給付が行われ、自治体が損害保険制度に加入する場合には、その保険の給付対象となり得ます。